

(別表)

2019年7月から9月の契約締結状況表

【一般競争入札】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/7/12	一般業務用PC130台の調達	2019.7.31	1式	榊大塚商会	13,158,990	
2019/8/8	高レベル放射性廃棄物のPEMを対象とした閉鎖後の再冠水過程の評価	2019.8.8~2020.3.23	1式	榊大林組	15,950,000	
2019/8/14	高レベル放射性廃棄物を対象としたPEMの処分坑道定置後の埋め戻し技術に関する概念検討	2019.8.14~2020.3.23	1式	清水建設(株)	40,150,000	
2019/8/14	2019年度教育研究会組織等に対する授業研究支援	2019.8.14~2020.3.19	1式	榊朝日広告社	43,655,513	
2019/8/27	TRU廃棄物を対象とした人工バリア設計オプションの整備に向けた処分坑道の埋め戻し技術の概念検討	2019.8.27~2020.3.23	1式	清水建設(株)	32,450,000	
2019/8/29	TRU廃棄物を対象としたPEMに適用する廃棄体パッケージの設計	2019.8.29~2020.3.23	1式	榊テブコシステムズ	24,981,000	
2019/9/9	高レベル放射性廃棄物を対象としたPEM製作・組立に関する概念検討	2019.9.9~2020.3.23	1式	榊IHI	19,800,000	

【指名競争入札】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

【企画競争】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

【公募】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

【随意(特命)】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/7/4	会計予算システム、資産管理システムの元号改正対応(和暦→西暦)並びに会計予算システムの消費税率改定対応	2019.7.4~2019.9.13	1式	(一財)日本システム開発研究所	3,888,000	会計規程第21条第4項
2019/7/22	タクシーサイネージ広告の実施	2019.7.22~2019.9.30	1式	アイマッチング(株)	6,804,000	会計規程第21条第4項
2019/7/31	事業支援システム(TRU)のデータ移行作業	2019.7.31~2019.11.20	1式	原電エンジニアリング(株)	5,500,000	会計規程第21条第4項
2019/8/30	学習支援事業団体の紹介動画及びWEBサイトの制作	2019.11.29	1式	榊NEXTEP	7,029,000	会計規程第21条第4項
2019/8/30	日経新聞を活用した広報の実施	2019.8.30~2019.11.29	1式	榊日本経済新聞社	29,992,000	会計規程第21条第4項
2019/9/30	新聞原稿の制作	2019.9.30~2019.12.27	1式	榊読売新聞社	2,783,000	会計規程第21条第4項

【重要な契約変更】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/7/29	地層処分事業の理解に向けた選択型学習支援事業の実施(2019年度活動分)	2019.4.19~2020.3.15	1式	(一財)日本原子力文化財団	192,565,000	変更後の契約額が5,000万円を超える契約

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。